

介護予防小規模多機能型居宅介護 利用料金表

■ 別添 - 2

小規模多機能 いけぶくろ

1. 基本料金

単位 円/月

要介護区分	単 位 数	費用額 (10割)	利用者負担 (1割負担)	利用者負担 (2割負担)	利用者負担 (3割負担)
要支援 1	3,450	38,295	3,830	7,659	11,489
要支援 2	6,972	77,389	7,739	61,911	23,217

2. 各種加算

【1日単位で算定される加算】

単位 円/日

該 当	加算項目	算定要件	単位数	費用額 (10割)	利用者負担 (1割負担)	利用者負担 (2割負担)	利用者負担 (3割負担)
○	初期加算	入所した日から30日間を算定	30	333	34	67	100

【1ヶ月単位で算定される加算】

単位 円/月

該 当	加算項目	算定要件	単位数	費用額 (10割)	利用者負担 (1割負担)	利用者負担 (2割負担)	利用者負担 (3割負担)
	若年性認知症利用者受入加算	受け入れた若年性認知症利用者ごとに、個別の担当者を定めていること	450	4,995	500	999	1,499
○	総合マネジメント体制強化加算 (Ⅰ)	個別サービス計画について、環境の変化を踏まえ他職種協働により随時適切に見直しされている。地域活動への参加の機会が確保されている。利用者と関わりのある地域住民等の相談。地域資源を活用し、利用者の状態に応じた支援を行っている事。	1,200	13,320	1,332	2,664	3,996
	総合マネジメント体制強化加算 (Ⅱ)	個別サービス計画について、環境の変化を踏まえ他職種協働により随時適切に見直しされている。地域活動への参加の機会が確保されている。	800	8,880	888	1,776	2,664
	生活機能向上連携加算 (Ⅰ)	介護支援専門員が理学療法士等から助言を受け、生活機能の向上を目的とした介護計画の作成を定期的に行うこと	100	1,110	111	222	333
	生活機能向上連携加算 (Ⅱ)	医師等がリハビリテーションの一環として利用者宅を訪問し、生活機能アセスメントを実施し、介護支援専門員が介護計画書を作成の作成を行うこと	200	2,220	222	444	666
	口腔・栄養スクリーニング加算	従業者が6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、介護支援専門員に情報提供していること	20	222	23	45	67
	科学的介護推進体制加算	①②の要件を満たす ①利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出している ②必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービス提供に当たって、上記情報その他サービスを適正かつ有効に提供するために必要な情報を活用している	40	444	45	89	134

	生産性向上推進体制加算Ⅰ	Ⅱ (下記) の要件を満たし、業務改善の成果が確認されたこと。	100	1,110	111	222	333
	生産性向上推進体制加算Ⅱ	介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する検討委員会の開催。見守り機器等を1つ以上導入。業務改善データの提供。	10	111	12	23	34
	サービス提供体制加算Ⅰ	①②のいずれか該当 ①介護福祉士が70%以上 ②勤続10年以上の介護福祉士25%以上	750	8,325	833	1,665	2,498
	サービス提供体制加算Ⅱ	介護福祉士が50%以上配置	640	7,104	711	1,421	2,132
○	サービス提供体制加算Ⅲ	①②③のいずれか該当 ①介護福祉士40%以上配置 ②常勤職員60%以上 ③勤続7年以上の職員30%以上	350	3,885	389	777	1,166

※ 基本的には1ヶ月ごとの包括費用 (月額) ですが、月の途中で登録や終了した場合には、登録した期間に応じて日割りの料金をいただきます。登録日とは契約締結の日ではなく、サービスを実際に利用開始をした日、登録終了日とは、契約を終了した日です。

※ サービス提供加算については、昨年の資格保有者等により毎年変更となります。変更となった場合は文書 (本書類) による通知と利用票にて確認させていただきます。

【介護職員等処遇改善加算】（2024年6月から運用。処遇改善加算・特定処遇改善加算・ベースアップ加算の一本化）

該当	項 目	単 位 数（算定要件）
	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	総報酬単位数に14.9%を乗じた単位数
○	介護職員等処遇改善加算Ⅱ	総報酬単位数に14.6%を乗じた単位数
	介護職員等処遇改善加算Ⅲ	総報酬単位数に13.4%を乗じた単位数

- * 地域区分は、Ⅰ級地【1単位＝11.10円】になります。
- * 適用欄○で示す加算項目が対象となりますが、事業所の体制、及び利用者の状態など変更する場合があります。
- * 月毎の包括費用のため、体調不良や状態の変化などにより、利用予定に変更が生じた場合でも料金の変更はありません。
- * 初回登録利用、及び30日を越える入院後の利用再開の場合は、登録日から30日間の初期加算を算定いたします。
- * 認知症加算については、医師の診断に基づくことが前提。
- * 提供したサービスの合算額に対して、利用者負担分1割、2割、3割負担を算出しますので、端数処理に違いが出る場合があります。

3. その他の料金【別途実費負担分】

食事提供費	1日 1,490円 朝食 320円 昼食 530円 夕食 560円 おやつ 80円
宿泊費	1泊 3,000円 日常生活費1泊 50円
レクリエーション材料費	500～1,500円 【「通い」の回数に応じます】
教養娯楽費 (外出・催し物など)	実費精算
その他日用品費	実費精算
学習療法費	実費精算 【希望する場合】
洗濯代/回	100円 【希望する場合】
紙おむつ代/枚	120円 【希望する場合】
リハビリパンツ/枚	100円 【希望する場合】
パット代/枚	30円 【希望する場合】
通院付添/30分	750円
通院送迎費/km	50円 【施設車両使用の場合】

- * 前日の12時までにキャンセルのご連絡を頂けない場合には、キャンセル料が発生いたします。
- * 「泊り」予定に緊急でご自宅に戻られた場合、20時以降の帰宅に関しては、宿泊費が発生します。
- * 公共機関を利用し通院などした場合の交通費は、付き添い職員分を含めて実費徴収になります。